

新城市森づくりボランティア活動促進要綱

(目的)

第1条 市民による自主的な森林の保全活動（以下「森づくりボランティア活動」という。）を促進することにより、市民との協働により森林を守り育て、もって市内の森林を良好な状態で継承していくため、この要綱を定める。

(手続き)

第2条 市は、森づくりボランティア活動を希望する市民団体をこの要綱により登録し、この要綱により定める森林における森づくりボランティア活動を行うことを承認する。

(対象とする森林)

第3条 この要綱で対象とする森林（以下「対象森林」という。）は、次に掲げる森林のうち、管理運営上支障がなく活動の場所として適当と認める森林を対象とする。

- (1) 「いこいの森」
- (2) 「創造の森」
- (3) 市有林のうち、市が定める森林

(登録)

第4条 市は、対象森林における森づくりボランティア活動を希望する市民団体を森づくりボランティア団体として登録するものとする。

- 2 森づくりボランティア団体は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 団体の目的、運営等に関する規約があり、代表者を有すること。
 - (2) 本要綱の目的に合致した森林の保全活動を行う体制を有すること。
 - (3) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。

(登録の手続)

第5条 登録を受けようとする団体は、森づくりボランティア団体登録（変更）申請書（様式第1）を市に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を受理した市は、審査を行い、前条第2項の要件に適合すると認めるときは、登録を決定し、森づくりボランティア団体登録通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。
- 3 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、申請の内容に変更があったときは、森づくりボランティア団体登録（変更）申請書を市に提出するものとする。

(登録団体への支援)

第6条 市は、登録団体に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 森づくりボランティア活動に関する研修等を受講する機会を提供
- (2) 森づくりボランティア活動に関する情報の提供
- (3) その他森ボランティアづくり活動に関すること

(登録の取消し)

第7条 市は、次に該当する場合に登録を取り消すことができる。

- (1) 市が対象森林の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 第4条第2項に定める登録団体の要件を逸脱したとき。
- (3) 法令等に違反したとき。

(登録団体の活動)

第8条 登録団体は、対象森林において森づくりボランティア活動を行おうとするときは、あらかじめ市と協議のうえ、活動の開始前に市の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする団体は、毎年度の森づくりボランティア活動計画について森づくりボランティア活動承認申請書(様式第3)を市に提出するものとする。
- 3 市は、前項の申請書を受理したときは、承認又は不承認を決定し、森づくりボランティア活動承認書(様式第4)又は森づくりボランティア活動不承認書(様式第5)により、申請者に通知するものとする。

(森づくりボランティア活動を承認する範囲)

第9条 対象森林における森づくりボランティア活動を承認する範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 草刈り、つる切り、枝払い、剪定、除伐、間伐、植樹などの育林活動
- (2) 森林環境調査
- (3) 環境美化活動
- (4) 希少種の保全など自然環境の保全に関わる活動
- (5) 発生材を活用した林内整備
- (6) その他の森林保全活動

(承認団体の遵守事項)

第10条 対象森林における森づくりボランティア活動を承認された団体(以下「承認団体」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市に対し、森づくりボランティア活動終了後速やかに森づくりボランティア活動報告書(様式第6)を提出するものとする。
- (2) 前号に定めるほか市が報告を求めたときは、報告を怠ってはならない。

- (3) 活動内容は、活動の承認範囲内であること。
- (4) 森づくりボランティア活動に際しては、承認団体構成員の傷害及び第三者への損害のための保険に加入すること。
- (5) 営利を目的とする行為を行ってはならない。
- (6) 独占的利用を認めるものでなく、他の市民利用を妨げる行為を行ってはならない。
- (7) 近隣住民の迷惑になる行為を行ってはならない。
- (8) 伐採した木竹等の発生材を対象森林から持ち出し活用する場合は、事前に市と協議し確認を得ること。
- (9) 林内で火気を使用してはならない。
- (10) 前号に定めるほか、市が対象森林の管理上支障があると認める行為を行ってはならない。

(活動承認の取消し)

第11条 市は、承認団体の活動が各号のいずれかに該当する場合、活動の承認を取り消すことができる。

- (1) 市が対象森林の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 活動の承認範囲を逸脱したとき。
- (3) 前条に定める遵守事項を守らなかったとき。
- (4) 登録を取り消されたとき。

(原状復旧)

第12条 承認団体は、故意又は過失によって承認の範囲を逸脱して対象森林内の樹木等を棄損したとき又は土地・工作物の形質・形状に変更を生じたときは、自らが費用を負担して原状に復旧するものとする。

(自己責任の原則)

第13条 承認団体は、自らの責任で活動を行うものとし、作業中に生じた事故について、市はその責任を一切負わない。

(情報の公開)

第14条 森づくりボランティア活動を行う登録団体の登録、及び承認団体の活動に関する情報については、公開を原則とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、森づくりボランティア活動の促進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。